

基金シート等作成要領

1. 基金シート（基金点検票）

- ・「基金シート」の作成に当たっては、以下の要領に応じて作成すること。
- ・「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」については、行政改革推進本部事務局が別に定めるところにより作成・公表するものとする。

※金額の記載上の留意点

- ・金額は百万円単位で記載（単位未満は四捨五入）すること。
- ・なお、単位未満である場合は小数点入力をする（表示上は「0」となる。）。また、該当がない場合は「0」と記載すること（表示上は「-」となる。）。

(1) 基金シート番号	・ 府省ごとに番号（通し番号）を記載すること。 ・ 同一の基金において、複数の基金事業が行われている場合、番号は枝番で記載すること。（例）「3-1」、「3-2」、「3-…」
(2) 基金の名称	・ 基金の名称を記載すること。
(3) 基金事業の名称	・ 基金事業の名称を記載すること。
(4) 基金の造成法人等の名称	・ 基金の造成法人等の名称について、「〇〇法人××」と法人形態が分かるように記載すること。 （例）（独）××機構、（認定法人）△△機構、（公財）〇〇協会
(5) 担当部局、担当課室、作成責任者	・ 担当する部局、課室、内容の詳細について説明できる者（原則課室長相当）を記載すること。
(6) 根拠法令（具体的な条項も記載）、関係する計画・通知等	・ 基金の造成又は基金造成原資に関係する事業の根拠法令や関係する計画等を記載すること。 ・ 略称を用いず、正式名称を記載すること。
(7) 関係する行政事業レビューシート	・ 平成 26 年度に国から交付された資金により基金造成をした場合は、当該資金に関係する事業のレビューシート番号を記載すること。 （例）〇〇省 123
(8) 事業の目的	事業の実施により達成すべき政策目的を記載すること。
(9) 事業概要（5 行程度以内。別添可）	・ （1）の該当する運営形態の別に☑を入れる。各用語については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）（以下「基金基準」という。）を参照すること。 ・ （2）の該当する事業形態の別に☑を入れる。複数の事業形態に該当する場合は、全ての欄に☑を入れる。 ・ 事業の概要を 5 行程度以内で記載するが、別添資料において記載することも妨げない。

(10) 基金の造成の経緯	・国からの資金交付の経緯について、年度別、予算措置別（当初・補正・予備費）、会計区分別に、次の点に留意の上記載すること。 ア）基金造成年度：最初に国から資金交付された年度 イ）資金交付の形態：直接交付又は間接交付の別 ウ）造成原資となった資金の名称：〇〇補助金、〇〇交付金等の資金の名称 エ）補助金適正化法適用の有無：該当の有無 オ）追加年度：基金の造成以後、国から資金交付された年度 ※資金交付が年度内に複数回ある場合には、適宜記載欄を追加すること。 ※27 年度当初予算で国からの資金交付がなされる場合も記載すること。
(11) 国庫返納の経緯	・余剰資金等の国庫返納があった場合には、返納年度、返納額、返納理由を記載すること。国庫からの追加支出や国庫返納がない場合には、欄を削除。国庫返納が複数回ある場合には、欄を適宜追加して記載すること。 ・27 年度については、基金シートの公表までに国庫返納が行われたものを記載すること。
(12) 終了予定時期	【基金事業の終了予定時期】 ・基金事業の終了予定時期を年月で記載すること。なお、基金事業の終了は、新規申請終了後の後年度負担や後年度事務を終えた時点をさす。 （例）〇年〇月末に基金事業終了予定。 ・期間の途中で終了予定時期を変更した場合は、その経緯や理由も記載することとし、終了予定時期を設定していない場合は、その旨と理由を記載すること。 （例）〇年〇月に××のため、終了予定時期を〇年〇月から〇年〇月に延長。 【基金事業の新規申請受付終了時期】 ・基金事業の新規申請の受付終了時期を年月で記載すること。 （例）〇年〇月末に新規申請受付終了予定。
(13) 過去に実施した見直しの概要	・基金基準に基づく行政改革推進本部決定（平成 18 年 12 月 24 日、平成 20 年 12 月 24 日）により公表された見直し内容や昨年の基金の再点検の結果を含め、これまでに各府省において行った見直しの内容を記載すること。
(14) 成果目標及び成果実績（アウトカム）	・「成果目標」欄には、目標最終年度を明示しつつ、事業の目標に照らし、達成すべき成果に関する目標を定量的に記載すること（例：平成 32 年度に〇〇の人数を▽▽人まで引き上げる）。 ・「成果指標」欄には、「成果目標」欄に記載した数値（事業により変動する数値）の測定基礎となる単位（上記によれば「〇〇の人数」）を成果指標として記載すること。 ・「成果実績」欄には、指標により測定した実績値を年度ごとに数値で記載すること。 ・「目標値」欄には、最終目標を達成するために年度ごとに達成すべき目

	標値を記載すること。 ・「達成度」欄には、目標値に対する各年度の成果実績の比率を記載すること（「各年度の成果実績」／「各年度の目標値」で計算、年度ごとに目標値が立てられていない場合には、「各年度の成果実績」／「最終目標年度における目標値」で計算）。 <定量的な目標・指標が示せない場合> ・「成果目標」欄には、定量的な目標が設定できない理由及び定性的な目標を必ず記載すること。 ・「成果指標」、「成果実績」及び「目標値」欄には、成果指標・実績・目標をそれぞれ定性的に記載すること。
(15) 成果目標の達成度の評価	・事業の効果に着目して定めた成果目標の達成度の評価を記載すること。複数の成果目標がある場合は、適宜欄を追加して記載すること。
(16) 活動指標及び活動実績（アウトプット）	・「活動指標」欄には、各事業における事業の箇所数、件数、人数等の事業の活動内容を数値で定量的に説明できる指標を記載すること。 ・「当初見込み」欄については、24年度から27年度の当初見込みを年度ごとに記載すること。 ・複数の活動指標がある場合には、記載欄を増やして記載すること。
(17) 収入・支出等	・24年度から26年度は決算額を記載し、27年度見込みは見込み額を記載すること。
(18) 前年度末基金残高	・前年度末基金残高を記載すること。
(19) 収入	・「国からの資金交付額」欄には、国からの資金交付金額を記載すること。 ・「運用収入（うち国費相当額）」欄には、基金の運用収入を上段に記載し、うち国費相当額の運用収入は下段（ ）に内書きすること。なお、国費以外の収入（民間や地方公共団体からの受入）があり国費相当額を特定することが困難な場合は、基金造成額や運用益額又は事業実績の割合等により按分するなどの方法を用いて国費相当額を算出することとする。 ・「〇〇収入（うち国費相当額）」欄には、運用収入以外の主要な収入がある場合、名称を適宜記載し、うち国費相当額の〇〇収入は下段（ ）に内書きすること。 ・「〇〇収入」欄に記載する主要な収入が複数ある場合、欄を適宜追加して記載すること。雑多な収入に関しては、「その他」にまとめること。
(20) 支出	・「事業費」欄には、事業の目的のために要する支出を記載すること。事業を複数行っている場合、欄を適宜追加し、事業の種類ごとに区分して記載すること。 ・「管理費」欄には、各種の事業を管理するため、毎年度恒常的に要する支出を記載すること。
(21) 国庫返納額	・27年度見込みは、同年度における既国庫返納額及び国庫返納見込み額の合計額を記載すること。

(22) 当年度末基金残高	・前年度末基金残高 (a) + 収入合計 (b) - 支出合計 (c) - 国庫返納額 (d) の算出額を上段に記載し、国費相当額を下段に記載。なお、国費以外の収入（民間や地方公共団体からの受入）があり国費相当額を特定することが困難な場合は、基金造成額や運用益額又は事業実績の割合等により按分するなどの方法を用いて国費相当額を算出すること。
(23) 補助等に関する 交付決定実績	・「交付決定額」欄には、各年度に交付決定を行った件数と金額を記載し、当初見込みを下段に記載。27 年度見込みは、交付決定を見込んでいる件数と金額を記載すること。 ・「支出年度」欄には、交付決定年度ごとに各年度に支出を行った件数と金額（交付決定額ベース）を記載。27 年度及び 28 年度以降は、支出を見込んでいる件数と金額（交付決定額ベース）を記載すること。
(24) 出資実績	・「新規出資額」欄には、各年度に新規出資を行った件数と金額を記載し、当初見込みを下段に記載。27 年度見込みは、新規出資を見込んでいる件数と金額を記載すること。 ・「出資償還金」欄には、各年度に出資が償還された件数と金額を記載。27 年度見込みは、償還を見込んでいる件数と金額を記載すること。 ・「出資毀損額」欄には、各年度に出資が毀損した件数と金額を記載すること。27 年度見込みは、毀損を見込んでいる件数と金額を記載すること。 ・「出資残高」欄には、各年度出資残高の件数と金額を記載すること。27 年度見込みは、見込んでいる出資残高の件数と金額を記載すること。 （参考）一般的には、「出資残高」は、前年度「出資残高」+「新規出資額」-「出資償還金」-「出資毀損額」と等しくなる。
(25) 債務保証実績	・「新規債務保証」欄には、各年度に新規債務保証を行った件数と金額を記載し、当初見込みを下段に記載。27 年度見込みは、新規債務保証を見込んでいる件数と金額を記載すること。 ・「債務保証終了額」欄には、各年度に債務保証が終了した件数と金額を記載すること。27 年度見込みは、終了を見込んでいる件数と金額を記載すること。 ・「新規代位弁済」欄には、各年度に債務保証を代位弁済した件数と金額を記載。27 年度見込みは、代位弁済を見込んでいる件数と金額を記載すること。 ・「債務保証残高」欄には、各年度債務保証残高の件数と金額を記載。27 年度見込みは、見込んでいる債務保証残高の件数と金額を記載すること。 （参考）一般的には、「債務保証残高」は、前年度「債務保証残高」+「新規債務保証」-「債務保証終了額」-「新規代位弁済」と等しくなる。
(26) 貸付実績	・「新規貸付」欄には、各年度に新規貸付を行った件数と金額を記載し、当初見込みを下段に記載。27 年度見込みは、新規貸付を見込んでいる件数と金額を記載すること。 ・「貸付金回収額」欄には、各年度に貸付金を回収した件数と金額を記載

	すること。27 年度見込みは、回収を見込んでいる件数と金額を記載すること。 ・「新規貸倒」欄には、各年度に貸付金の貸倒れ件数と金額を記載すること。27 年度見込みは、貸倒れを見込んでいる件数と金額を記載すること。 ・「貸付残高」欄には、各年度貸付残高の件数と金額を記載すること。27 年度見込みは、見込んでいる貸付残高の件数と金額を記載すること。 (参考) 一般的には、「貸付残高」は、前年度「貸付残高」＋「新規貸付」－「貸付金回収額」－「新規貸倒」と等しくなる。
(27) 基金方式の必要性	・基金事業の類型（該当するものを選択） 該当するもの（①法律の根拠のあるもの・②不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業・③資金の回収を見込んで貸付等を行う事業・④事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの・⑤その他）に☑を入れる。 ・左記に該当する理由 選択した基金事業の類型に該当する理由を記載すること。なお、①を選択した場合には、根拠となる条項も併せて記載すること。 ※①法律の根拠のあるものとは、基金を設けて事業を行うことが法律において明らかとなる事業をいう。 ・基金方式によらざるを得ない理由 その他を選択した場合には、基金方式を採用しなければならない理由を記載すること。
(28) 保有割合	・基金事業に要する費用に対する保有基金額の割合（「直近年度基金額／基金事業として必要な額」）を数値で示すこと。 ・算出根拠 基金基準を踏まえて、算出過程が明らかになるよう具体的な計算式、執行実績や利用希望者の動向などを用いた合理的な事業見込み等を記載すること。 ・事業見込みに用いた指標 事業見込みに用いた指標（交付決定件数・採択件数・申請件数・相談等の件数・その他等）を記載すること。 ・積算根拠 事業見込みの積算過程が明らかになるよう、用いた指標に基づく実績等を明示の上、具体的な計算式を記載すること。
(29) 使用見込みの低い基金等の該当の有無	・使用見込みの低い基金等の該当の有無 【有の場合、該当する理由】 基金基準 3. (4)に定める「使用見込みの低い基金等に関する基準」に示す①～⑤のうち該当する番号・理由を記載。 (参考) 使用見込みの低い基金等に関する基準 ①事業を終了した基金 ②前回の見直し以降事業実績がない基金又は直近 3 年以上実績がな

	い基金 ③基金造成時の政策目的がなくなった基金又は変更になった基金 ④保有割合が「1」を大幅に上回っている基金 ⑤その他使用見込みが低いと判断される基金 【使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討結果】 余剰資金について国庫返納を行うこととなった場合、「国庫返納見込み額」及び「国庫返納予定時期（年月）」を記載すること。 （例）△△百万円を○年○月末に国庫返納予定。 【使用見込みの低い基金等を残置する場合の理由】 合理的な理由を記載すること。
(30) 基金事業・基金の造成法人等への調査・検査等の実施状況	基金事業の適切な管理、執行を確保するために所管府省が行った基金事業及び基金の造成法人等への調査・検査等の内容等を記載すること。
(31) 対応状況	- 執行状況等を踏まえ、事業の実施において見直すべき点について、事業所管部局及び行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）の所見を記載すること。なお、中間公表時には事業所管部局の所見を記載し、チームの点検を受け、最終公表時にはチームの所見も記載すること。 - 所見等に基づき対応した事があれば、その概要を最終公表時には記載。その場合、当該基金や関連する事業等について行政事業レビューにおける見直しや会計検査院からの指摘等も考慮すること。
(32) 備考	- 過去に、当該基金や関連する事業等について行政事業レビューにおける見直しや会計検査院からの指摘等がある場合は、その概要を記載すること。 - 共管の基金事業については、共管府省名と基金シート番号を記載すること。 - 基金の運用報告書等をホームページで公表している場合は、当該ホームページのタイトルと URL を記載すること。 - その他、補足的な説明につき適宜記載すること。
(33) 資金の流れ	「平成 27 年度における行政事業レビューシートの作成について」を参照の上、記載すること。
(34) 費目・使途	
(35) 支出先上位 10 者リスト	
(36) 基金の設置法人等の適格性の点検	※基金を新設した場合等において、基金の設置法人等の選定についてチームが点検を行うこと。 ※該当する事案がある場合には、『追加フォーム』に記載の上、『基本フォーマット』における「対応状況」と「備考」の間に挿入を行うこと。 ・選定方法等 - 基金の設置法人等の申請条件や審査項目といった選定方法や選定経緯

	について記載すること。 ・行政事業レビュー推進チームによる点検結果 選定方法等が過度に制限的になっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検を行った結果を記載すること。
(37) その他	・実施要領第 3 部 1 (5) ③の「基金への拠出時期・額の適切性の点検」は 27 年度以降の基金への拠出が対象となっているが、27 年度の執行を踏まえて作成される 28 年度基金シートの作成を待つことなく、事務局より各府省に対し調書等の作成を依頼することがありうるので、留意されたい。

2. 地方公共団体等保有基金執行状況表

地方公共団体等保有基金執行状況表の作成に当たっては、以下の要領に応じて作成すること。なお、複数の府省から資金交付がなされている基金については、記載内容について相互調整した上で、関係府省においてそれぞれ「総括表」に盛り込み、関係府省名を備考欄に記載するとともに、当該基金の「個別表」も併せて公表すること。

※金額の記載上の留意点

- ・金額は、決算額について百万円単位で記載（単位未満は四捨五入）すること。
- ・なお、単位未満である場合は小数点入力をする（表示上は「0」となる。）。また、該当がない場合は「0」と記載すること（表示上は「－」となる。）。

（1）総括表

①A表（基礎情報）

(1) 基金の名称（基金の造成原資の名称）	・基金の造成原資となった国から交付された資金に係る交付要綱や基金管理運営要領等に定める基金の名称を記載するとともに、（ ）書で造成原資となった資金名称を記載すること。また、複数の造成原資により基金造成されている場合は該当する資金を全て記載すること。
(2) 補助金適正化法適用の有無	・該当の有無を記載すること。
(3) 平成 26 年度末基金造成団体数	・平成 26 年度末に基金残高を有する基金の造成団体数を記載すること。なお、同年度中に基金残高が無くなった場合も対象に含まれることに留意されたい。
(4) 基金造成年度	・基金を造成した初年度を記載すること。
(5) 事業終了予定時期	・「1. 基金シート記載要領」(12)を参照の上記載すること。
(6) 新規申請受付終了時期	
(7) 運営形態	・「1. 基金シート記載要領」(9)を参照の上記載すること。 ・ホームページに事業に関する資料等を掲載している場合は、当該ホームページの URL を概要欄に併記すること。
(8) 事業形態	
(9) 事務・事業の概要	
(10) 成果目標及び成果実績	・「1. 基金シート記載要領」(14)を参照の上記載すること。
(11) 活動指標及び活動実績	・「1. 基金シート記載要領」(16)を参照の上記載すること。

②B表（執行実績等）

(12) 基金の名称（基金の造成原資の名称）	・A表の基金の名称（基金の造成原資の名称）を記載すること。
(13) 平成 25 年度末基金残高（うち国費相当額）	・「うち国費相当額」の記載において、国費以外の収入（民間や地方公共団体からの受け入れ）があり国費相当額を特定することが困難な場合は、基金造成額や運用益額又は事業実績の割合等により按分するなどの方法を用いて算出すること。

(14) 平成 26 年度収入（うち国費相当額）	・ 上記(13)を参照の上記載すること。 ・ 「国からの資金交付額」欄には、予算措置別（当初・補正・予備費）に金額を記載し、会計区分を番号で記載すること。 ・ 「その他」欄には、運用収入等の国費相当額を記載すること。
(15) 平成 26 年度支出	・ 26 年度内に支出を行った金額を記載すること。
(16) 平成 26 年度国庫返納額	・ 26 年度内に現に国庫返納を行った金額を記載すること。
(17) 平成 26 年度末基金残高（うち国費相当額）	・ 上記(13)を参照の上記載すること。
(18) 平成 26 年度事業実施決定等（事業形態別、件数、金額）	・ 各事業形態に応じて、以下の例に従いを記載すること。 補助等（補助、補てん、利子助成・補給） ： 26 年度に交付決定を行った件数及び金額 出資： 26 年度に出資決定を行った件数及び金額 債務保証： 26 年度に債務保証の引受決定を行った件数及び金額 貸付： 26 年度に貸付決定を行った件数及び金額 その他、調査等： 26 年度に実施決定を行った件数及び金額
(19) 平成 26 年度末貸付残高等（事業形態別、件数、金額）	・ 各事業形態に応じて、上記(18)を参考に年度末の件数及び残高を記載すること。
(20) 基金方式の必要性	・ 該当する番号（①法律の根拠のあるもの・②不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業・③資金の回収を見込んで貸付等を行う事業・④事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの・⑤その他）及び該当する理由を記載する。なお、①を選択した場合には、根拠となる条項も併せて記載すること。 ※法律の根拠のあるものとは、基金を設けて事業を行うことが法律において明らかとなる事業をいう。 ・ ⑤を選択した場合には、基金方式を採用しなければならない理由も記載すること。

（２）個別表

- ① 基金の造成原資となった資金別に全ての基金の造成団体について、以下の定め及び総括表の記載要領を参照の上記載すること。
- ② なお、地方公共団体の事務負担を考慮する観点から、基金の造成団体数が多く事務負担が大きい場合（団体数が 50 者以上）には、基金残高の大きい上位 50 者に限定し、個別表を作成・公表することを可能とする。

※ただし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 341 号）の施行日（平成 26 年 10 月 22 日）以降に基金造成を行った団体については全団体につき必ず記載すること。

(21) 基金の造成団体の名称	・ 基金の造成団体の名称を記載することとし、なお法人等の名称の記載に当たっては以下の例を参考に法人形態が分かるように記載すること。
-----------------	---

	(例) (公財) ○○協会、(一社) × × 機構
--	---------------------------

3. 出資状況表

(1) 「出資状況表」の作成対象となる出資の考え方

対象となる出資は、次に掲げる①～④の条件に該当するものとする。

① 出資の原資

国からの出資を対象とする。

② 出資による資本の保有目的

複数年度にわたるプロジェクトを行うための出資。なお、「出資」などの資金の名称の如何は問わない。

③ 出資による資本の保有時期

前年度末に出資残高を有しているものを対象とする。

④ 出資先

出資先は次のいずれかに該当するものを除く法人等を対象とする。

ア 前年度時点において国会の直接統制の対象となる法人

イ 金融庁検査の対象となる法人

ウ 国から特定の事業を行う目的の出資を受けたが、当該事業に対して全額出資済みであり、平成 26 年度以降において売上金回収等のみを行っている場合

(2) 出資状況表の作成に当たっては、以下の記載要領に応じて作成すること。

※金額の記載上の留意点

- ・金額は百万円単位で記載（単位未満は四捨五入）すること。
- ・なお、単位未満である場合は小数点入力をする（表示上は「0」となる。）。また、該当がない場合は「0」と記載すること（表示上は「-」となる。）。

(1) 出資番号	・ 同一の法人において、異なる勘定により複数の事業を行っている場合は、事業ごとに枝番で整理すること。
(2) 法人名	・ 法人格の形態を含め、法人名を記載すること。
(3) 事業名等	・ 同一の法人において、異なる勘定により複数の事業を行っている場合は、事業ごとに記載すること。
(4) 当初出資年度	・ 国から出資した初年度を記載すること。
(5) 終了予定年度	・ 国からの出資により実施される事業の終了予定年度を記載。未定の場合は、「-」と記載すること。
(6) 国からの出資累計額	・ 国から出資した初年度以降、追加出資を含めた出資累計額を記載すること。そのうち、25 年度から 27 年度までの出資額も併せて記載すること。 ・ 出資累計額の下段にカッコ書きで会計名を記載すること。
(7) 民間等からの出資累計額	・ 国以外からの出資累計額を記載すること。
(8) 支援等に関する実績(件:金額)	・ 事業形態ごとに各年度の支援等決定額及び支援等実行額を記載すること。 ① 支援等決定額：各年度において支援等の決定がなされた件数及び金額 ② 支援等実行額：支援等決定額のうち実行（支出）がなされた件数及び金額 ※債務保証事業については、支援等決定額は引受実績、支援等実行額は代位弁済額とする。

	※サブファンド方式を採用している場合には、①にはサブファンドへの出資決定件数及び出資決定額を、②にはサブファンドへの実投融資件数及び実投融資額を記載すること。
(9) 事業概要等	・各府省又は各法人において公表している事業概要、事業実績、事業評価（KPI等の達成状況、根拠法に基づく実績評価、有識者による外部評価など）、財務情報、官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告など、公開情報のリンク（URL）を記載すること。